

コンビニエンスストアー、スーパー・マーケット等営業者の皆さまへ

未成年者の 喫煙防止に 向けての お願い



ご注意願います!!

平成20年6月から、三重県内のタバコの自動販売機には、成人識別装置(タスボカード)が導入され、未成年者はタバコを購入できないようになっています。

しかし、現実には多数の未成年者がタバコを所持し、喫煙して補導されており、少年から調査したところ、タバコをコンビニエンスストアー、スーパー・マーケット等で購入したということが目立ってきてています。

タバコを販売する際、相手が未成年者と思われる場合は、身分を証明する物を見せてもらうなど、**確実に年齢を確認**し、販売するようお願いします。

「未成年者喫煙禁止法」では、未成年者の喫煙を防止するため、タバコを販売する際に年齢を確認する義務を課しており

- 未成年者が喫煙すると知りながら、その者にタバコを販売すれば、**50万円以下の罰金**
- 直接販売はしていないても、従業員やアルバイトの店員が、未成年者と知ってタバコを販売すれば、**経営者の方(法人)も処罰の対象**となっています。

将来を担う少年を非行から守り、明るく健康に育てるためにも、タバコを販売する営業者の皆さまのご協力をお願いします。



三重県警察本部

